

○共立蒲原総合病院健康診断センターに関する条例

〔平成25年3月26日〕
〔条例第1号〕

(設置)

第1条 健康診査事業を推進し、住民の健康の保持及び増進を図るため、共立蒲原総合病院健康診断センター（以下「健診センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 健診センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
共立蒲原総合病院健康診断センター	富士市中之郷2500番地の1

(事業)

第3条 健診センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康診査、検診及び保健指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康診査事業に関すること。

(職員)

第4条 健診センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。